

2017年（平成29年）8月30日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 永井俊二
藤沢市監査委員 桜井直人
藤沢市監査委員 加藤一

平成28年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年度健全化判断比率審査意見書

I 審 査 の 対 象

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

II 審 査 の 期 間

2017年（平成29年）8月9日から同月22日まで

III 審 査 の 要 領

- 1 市長から提出された平成28年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用した。

IV 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成28年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：%）

健全化判断比率	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25
実質公債費比率	2.3	2.2	1.8	1.3	25.0
将来負担比率	17.7	11.3	18.3	25.4	350.0

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成28年度の実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス5.77%となっており、平成27年度の比率マイナス7.21%と比較すると1.44ポイント悪化しているが、早期健全化基準の11.25%と比

較すると 17.02ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質赤字比率を参考までに算定するとマイナス 19.21%となっており、平成27年度の同比率マイナス 19.10%と比較すると 0.11ポイント改善している。したがって、早期健全化基準の 16.25%と比較すると 35.46ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は 1.3%となっており、平成27年度の 1.8%と比較すると 0.5ポイント改善している。したがって、早期健全化基準の 25.0%と比較すると 23.7ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は 25.4%となっており、平成27年度の 18.3%と比較すると 7.1ポイント悪化しているが、早期健全化基準の 350.0%と比較すると 324.6ポイント下回っており、なお良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2017年（平成29年）8月30日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 永井俊二
藤沢市監査委員 桜井直人
藤沢市監査委員 加藤一

平成28年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく下水道事業費特別会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年度資金不足比率審査意見書

I 審 査 の 対 象

平成28年度下水道事業費特別会計資金不足比率

II 審 査 の 期 間

2017年（平成29年）8月9日から同月22日まで

III 審 査 の 要 領

- 1 市長から提出された平成28年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用した。

IV 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成28年度下水道事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：%）

比 率 名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	—	—	—	20.0

（注）資金不足が発生していないため、資金不足比率は「－」で表示している。

2 個別意見

平成28年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス20.2%となっており、平成27年度の同比率マイナス20.3%と比較するとはほぼ同率となっている。経営健全化基準の20.0%と比較すると40.2ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2017年（平成29年）8月30日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市監査委員 中川 隆
藤沢市監査委員 永井俊二
藤沢市監査委員 桜井直人
藤沢市監査委員 加藤一

平成28年度資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく市民病院事業会計資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年度資金不足比率審査意見書

I 審 査 の 対 象

平成28年度市民病院事業会計資金不足比率

II 審 査 の 期 間

2017年（平成29年）8月9日から同月22日まで

III 審 査 の 要 領

- 1 市長から提出された平成28年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- 2 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- 3 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているかを確かめた。
- 4 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用した。

IV 審 査 の 結 果

1 総合意見

審査に付された平成28年度市民病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：%）

比 率 名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	—	—	—	—	20.0

（注）資金不足が発生していないため、資金不足比率は「－」で表示している。

2 個別意見

平成28年度の資金不足比率を参考までに算定するとマイナス33.4%となっており、平成27年度の同比率マイナス30.7%と比較すると2.7ポイント改善している。したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると53.4ポイント下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。